

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県石岡市長

公表日

平成27年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理業務
②事務の概要	石岡市では公営住宅法に基づき、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃借等を行っている。公営住宅法の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行うとともに、収入超過者の認定、高額所得者の認定と退去勧告を併せて実施する。具体的には、 ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得条件、在住条件等) ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会 ④その他 ・出産・死亡等による世帯情報の変更を確認 ・家賃滞納世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用する。
③システムの名称	住宅管理システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第19項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第31項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部建築住宅指導課
②所属長	建築住宅指導課長 林 秀憲
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	都市建設部建築住宅指導課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市建設部建築住宅指導課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

